

○招集告示

坂戸、鶴ヶ島水道企業団告示第二十四号

平成二十六年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年八月一日

坂戸、鶴ヶ島水道企業団企業長 藤 縄 善 朗

記

一期 日 平成二十六年八月八日（金）

二場 所 坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会場

○会 期

平成二十六年八月八日 一日間

○ 応招・不応招議員

応招議員（八名）

一	番	内	田	達	浩	議員
二	番	藤	野		登	議員
三	番	飯	田		恵	議員
四	番	齊	藤	芳	久	議員

五	番	小	澤		弘	議員
六	番	漆	畑		和	議員
七	番	大	山		茂	議員
八	番	高	田		克	議員

不応招議員（なし）

平成二十六年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会

○議事日程(第一号) 平成二十六年八月八日

日程第一 議席の指定

日程第二 会議録署名議員の指名

日程第三 会期の決定

日程第四 諸般の報告

日程第五 副議長の選挙

日程第六 議案第五号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について

日程第七 議案第六号 平成二十五年坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

日程第八 議案第七号 専決処分の承認を求めることについて
(埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について)

日程第九 一般質問

午前十時十分開会

出席議員（八名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
高田克彦	大山茂彦	漆畑和司	小澤弘	齊藤芳久	飯田恵	藤野登	内田達浩
議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者	企業長	副企業長	監査委員	事務局長	事務局長	事務局長	庶務課長
藤縄善朗	石川栄一	木村栄一	三田和雄	田端安男	小林明彦	高篠保	

事務局職員出席者

庶務課 主席主幹	給水課長	施設課長	施設課 主席主幹	浄水課長	浄水課 主席主幹
太田広正	長山伸一	薄井貴行	柿沼孝	深田登志夫	高橋俊行
書記	書記	書記			
毛須章久	波田敦也	藤原真吾			

◎開会及び開議の宣告

(午前十時十分)

○齊藤芳久議長 現在の出席議員は八人全員であります。よつて、定足数に達しておりますので、ただいまから平成二十六年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長開会の挨拶

○齊藤芳久議長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、平成二十六年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には全員のご出席をいただき、ここに開会できますことを心より御礼申し上げます。

また、去る七月三日、四日の二日間にわたりまして、議会事務調査につきましては、新潟県柏崎市ガス水道局での水道施設の更新、耐震化及び奥只見ダムの視察について、大変実りある研修ができたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、ことしも梅雨明けとともに猛暑の様相を見せております。水源となつております荒川水系、利根川水系ダムの貯水量は、平年並み以上の貯水量を保っておりますので、今のところ渇水の心

配はなさそうでございます。しかし、これから本格的な夏を迎え、水需要も増し、渇水も心配されているわけでございますから、引き続き水源の状況を注視していきたいと思っております。

今後とも皆様のご指導、ご協力をいただき、坂戸、鶴ヶ島両市民のために安全で安定した水を供給することができるよう、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本日提出されました議案は三件、一般質問は二名の議員さんから通告がありました。何とぞ慎重ご審議をいただき、円滑のうちに日程全てが終了できますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。



◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 議員の皆様、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、今定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成二十六年第二回坂戸、鶴ヶ島水道企業団議定会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご参

集を賜りまして、まことにありがとうございます。また、常日ごろ水道企業団の進展のためにご尽力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

さて、去る四月二十三日に行われました坂戸市議会臨時会におきまして、このたび水道企業団議会議員にめでたくご当選されました小澤弘議員さん、藤野登議員さん、内田達浩議員さんには、心よりお喜びを申し上げます。今後水道企業団の進展のために格別のご指導とご協力をお願いいたします。

また、ただいま議長からもございましたけれども、先般実施されました議会事務調査におきましては、新潟県柏崎市ガス水道局及び奥只見ダムを研修、ご視察され、大変お疲れさまでございました。今回の事務調査の結果を当企業団の水道事業運営のために反映していただきますようお願い申し上げます。

さて、平成二十六年年度の水道事業も鶴ヶ島浄水場第二PC配水池耐震化工事を初め、その他各種事業もおかげさまで順調に推移しております。これもひとえに議員皆様方のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、水源の状況でございますが、現在荒川水系は満水に近い状況で、利根川水系は満水時よりも一〇%ほど低い数値ですが、両水系とも平年以上に貯水率を保っていることから、当面は取水制限を受けることなく安定した給水が行われるものと考えております。

さて、今定例会にご提案申し上げました議案は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任について、平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について並びに専決処分承認を求めることについての三議案でございます。後ほど提案理由を申し上げますが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎仮議席の指定

○齊藤芳久議長 この際、議事進行上、去る四月二十三日坂戸市議会臨時会において、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会議員に当選されました小澤弘議員、藤野登議員、内田達浩議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎諸報告

○齊藤芳久議長 次に、今定例会に出席いたします議事説明者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付をしておきましたか

ら、ご了承ください。

◇

◎議事日程の報告

○齊藤芳久議長 書記をして本日の議事日程を朗読いたさせます。
藤原書記。

○藤原真吾書記 (議事日程朗読)

◇

◎議席の指定

○齊藤芳久議長 日程第一、議席の指定を行います。

先般の坂戸市議会臨時会において小澤弘議員、藤野登議員、内田達浩議員が当企業団議会議員に当選されたことに関し、会議規則第四条第二項の規定により、議長において、一番、内田達浩議員、二番、藤野登議員、五番、小澤弘議員を指定いたします。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前十時十八分

再開 午前十時十九分

○齊藤芳久議長 再開いたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○齊藤芳久議長 日程第二、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十三条の規定により、議長において、

五番 小澤 弘 議員

六番 漆 畑 和 司 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○齊藤芳久議長 日程第三、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日よりしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◇

◎議案の朗読省略

○齊藤芳久議長 お諮りいたします。

あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することにいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、あらかじめ送付してあります議案等につきましては、朗読を省略することに決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○齊藤芳久議長 日程第四、諸般の報告を行います。

初めに、企業長から平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費精算報告書、平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書及び平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承承願いたします。

次に、監査委員から定例監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承承願いたします。

◇

◎副議長の選挙

○齊藤芳久議長 日程第五、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。副議長の選挙は指名推選の方法をとりたいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、選挙の方法は地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選において行います。

お諮りいたします。指名については小澤弘議員において指名することといたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、小澤弘議員において指名することに決定いたしました。小澤弘議員、指名をお願いいたします。

○五番 小澤 弘議員 内田達浩議員を副議長に推薦いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○齊藤芳久議長 たいま小澤弘議員において指名いただきました内田達浩議員を当選人と定めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よつて、たいま指名されました内田達浩議員が副議長に当選されました。

たいま副議長に当選されました内田達浩議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による当選の告知をいたします。



◎副議長就任の挨拶

○齊藤芳久議長 内田達浩議員、自席において就任のご挨拶をお願いいたします。

○内田達浩副議長 副議長就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

たいまは、皆様のご推挙により、不肖私が副議長の職を賜り、身に余る光栄と感激をいたしております。心より感謝を申し上げます。

もとより私、浅学非才でございますが、選任されました以上は議長を補佐し、当水道企業団議会の円滑な運営のために誠心誠意

努力し、副議長の職を努めてまいります。

今後も皆様方の絶大なご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○齊藤芳久議長 副議長の選挙に当たりましては、ご協力いただきありがとうございます。



◎議案第五号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第六、議案第五号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、木村監査委員の一人身上に関する事件でありますので、木村監査委員の退場を求めます。

〔木村栄一監査委員退場〕

○齊藤芳久議長 企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 たいま議題となっております議案第五号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についての提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員木村栄一氏の任期は、平成二十六年十月十二日で満了

となりますが、木村氏を再び選任することについて協議いたしましたところ、内諾をいただきましたので、地方公営企業法第三十九条の二第五項の規定により、議会の同意をいただきましたこの案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。して、提案理由の説明といたします。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第六、議案第五号 坂戸、鶴ヶ島水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。木村監査委員の入場を求めます。

〔木村栄一監査委員入場〕

○齊藤芳久議長 木村監査委員におかれましては、ただいま同意をいたしましたので、引き続き監査をよろしくお願いいたします。

◎議案第六号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第七、議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成二十五年度における水道事業決算の概要について申し上げます。水道事業収益につきましては、三十億六千七百六十万一千七百五十九円、水道事業費用につきましては、二十七億六千五百八十七百三十六円となり、この結果二億四千五百二十七百一十一円の純利益となりました。これを地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき建設改良積立金として処分することとした

すものであります。

次に、資本的収入につきましては、五千三百七十六万二千五百九十円、資本的支出につきましては、十四億九千五百八十五万七千三百六十六円となり、この不足する額十四億四千二百九万七千七百円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、この決算につきましては、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、去る六月二十五日、監査委員の審査を受けておりますので、申し添えます。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○齊藤芳久議長 次に、監査委員から決算審査の結果についてのご報告をお願いいたします。

木村監査委員。

○木村栄一監査委員 決算審査の結果につきましてご報告を申し上げます。

地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき、平成二十五年 度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業決算につきまして、平成二十六年六月二十五日に企業団事務所におきまして決算審査を行いました。

当該決算につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類を審査いたしました。決算数値は正確であり、諸書類も関係法令に準拠して作成され、会計経理も企業会計原則及び諸規程に従って処理されており、いずれも良好と認められました。また、財政運営につきましても健全になされているものと認められた次第であります。

なお、概要につきましては、決算審査意見書のとおりでございます。

以上、審査の結果報告とさせていただきます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

三番、飯田恵議員。

○三番 飯田 恵議員 それでは、議案第六号について二点質疑を行います。

まず、一点目でございますが、決算書二ページの資本的支出について、当初予算額に対して約五億円の補正減がなされていますが、決算においてさらに利用額が約一億円発生したその理由についてお伺いいたします。

次に、二点目、決算書十一ページの水道事業報告書において、給水人口が増加した一方で有収水量については減少となったとありますが、本来給水人口が増加すれば、有収水量も比例して増加するのではないかと思います。これが減少しているという、その原因についてお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 飯田議員さんの質疑にお答えいたします。

まず、一点目でございますが、不用額一億円の関係でございます。こちらの不用額、決算書九千九百二十二万四千八百九十四円でございますが、このうち大部分の八千八百四十一万円、これにつきましては、平成二十四年度、二十五年度の二年間の継続工事として発注いたしました坂戸浄水場及び若葉台取水中継ポンプ場機械・電気計装設備改修工事の執行残でございます。この工事でございますが、二力年で平成二十四年度では三億二千二百五十六万円、平成二十五年度では一億四千五百三十二万円、総額四億六千七百八十八万円の予算で、平成二十四年度に発注したものでございます。このときの請負額でございますが、これが二億三千四百十五万円でございますが、このうち平成二十四年度分につきましては、工事費用、こちらのほうの支払い義務が発生しなかったため、平成二十四年度分の予算、三億二千二百五十六万円、これは平成二十五年度へ通次繰り越しました。ここで、請負額が二億三千四百十五万円だったことから、通次繰り越しました予算三億二千二百五十六万円、この予算で賄えることから、平成二十五年度では一億四千五百三十二万円、これにつきましては、全額補正減いたしました。そして、通次繰越額からこの請負額を差し引いた額、これが八千八百四十一万円でございます。

で、この分が不用額ということになりました。あと、残りの一万ほどでございますが、これにつきましては、四条分の事務費、それからその他工事の執行残でございます。

それと、もう一点でございますが、有収水量の減少でございますが、これは当初予定では年平均給水人口、こちらの十六万九千七百人と見込みまして、一人一日平均有収水量、こちらは三百リットルと見込みまして、年間有収水量を一千八百五十八万二千五百五十立方メートルと予定いたしました。決算では夏場の渇水の影響、それから節水機器の普及などによりまして、一人一日平均有収水量が二百九十九リットルということになりました。そのため、年平均給水人口が九十三人増加したのでございますが、年間有収水量では、当初予定量より五万九千四百八立方メートル少ない、一千八百五十二万二千七百四十二立方メートルになったものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 三番、飯田恵議員。

○三番 飯田 恵議員 それでは、再質疑を行います。

ただいまの答弁で不用額につきましては、継続工事がかかわっていること、また有収水量が減少した原因については、一人一日平均有収水量の減少にあることということでございましたので、この件につきましては、了解をいたしました。

ここで、継続工事については、落札額の低さに原因があると理

解いたしました。もしこの場でおわかりでしたら、こちらの継続工事の契約方法及び入札状況についてお伺いいたします。

また、このような低価格入札が今後も続く傾向にあるのかについてもお伺いいたします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

まず、契約方法でございますが、こちらは条件つき一般競争入札で行いまして、このときの入札に参加した業者、こちらは六者でございます。設計額は三億五千六百二十八万七千五百五十円で、請負額は先ほど申しましたとおり二億三千四百十五万円。予定価格は、こちらは税抜きでございますが、三億三千二百五十万円でございますが、これに対する落札率は六七％でございます。

次の低価格入札でございますが、平成二十五年度の平均落札率、こちらは条件つき一般競争入札では八〇・五二％、それから指名競争入札では、八九・八九％となっております。全体では、八九・五三％。これは二十四年度に比較しますと、一般競争入札では、九・五七ポイント上昇しております。指名競争のほうでは〇・五五ポイント下落しましたが、全体では〇・六七ポイントの上昇となっております。参考まででございますが、二十六年度に条件つき一般競争入札、現在までの三件実施しました。実施したところの平均では八八・二％でございますので、二十五年度の八〇・五二％に比べると大分上昇しているというところでございます。こう

した状況に加えまして、今後は東北の復興事業、それから二〇二〇年に開催されます東京オリンピック、これら関連事業による人件費や資材の高騰も予想されるところでございますので、落札率は今後は上昇傾向を示すものではないかと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山です。この議案第六号の附属書類の十六ページに掲載されております国庫補助金のことに関して質疑いたします。

十六ページに掲載されている内容からすると、第二次中期経営計画のもとでの事業の実施、事業計画を着実に実現していくためには、自己財源の確保が必要ということとなりますが、今後も営業収益の増加が期待できない現状においてはというふうな文面があります。私は今後水道料金を一層引き下げていくことを求めていくことの関係上、国庫補助金の積極的な活用などにより、経営基盤の強化に努力していくと、この姿勢は確かに求めていきたいところではありますが、そこでお伺いしたいことは、この国庫補助金の積極的な活用とありますが、国庫補助金についての現状と、それから今後の国の動向など今後の見通しについてお伺いします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 大山議員さんの質疑にお答えいたします。

現在企業団では国庫補助金、これを受けてやっております事業では、配水池の耐震化工事がございます。平成二十五年度では、坂戸浄水場P・C配水池改修工事が国庫補助対象工事でございます。今のところ、現状はこの配水池の耐震化工事、これが現状では行っております。

それから、今後の見通しでございますが、今後における国庫補助金の活用といたしましては、今行っております配水池の耐震化工事、これについては引き続き国庫補助金の交付を受けて事業継続する予定でございます。そのほかに、これは平成二十七年度からの予定でございますが、管路整備といたしまして、管内にあります口径三百ミリ以上の水道管を耐震化する事業、企業団では幹線管路耐震化事業と呼んでおりますが、これらを実施する予定でございます。この幹線管路耐震化事業につきまして、現在調整中ではございますが、国庫補助を受けるためには採択基準がございまして、その採択基準に適合するかしないかと、このところで今調整中でございます。現在埼玉県の方を介しまして、国のほうとの確認中でございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 ただいま答弁していただいたことはいえ

ば、配水池の関係についての国庫補助については、現状ではあるけれども、今後耐震化工事、管路整備の耐震化工事で、採択基準について触れていただきましたが、当企業団としての立場としては国庫補助を受けて、管路の整備を進めるという視点からすれば、この採択基準の適合のための、その方向での企業団としての努力していくことについて、どのように具体的に努力していくのか、今答えられるところがありましたら、お答えいただきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

採択基準でございますが、こちら国のほうで決定することでありまして、当企業団のほうからこうしてくれというのはなかなか言えません。そこで、私たちが加盟している全国水道企業団協議会とか、日本水道協会とかこちらのほうから国のほうには要望等が種々出されておりますので、それに沿いまして、国のほうで採択基準のほうが緩和となれば、当企業団が要望している国庫補助が受けられるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦でございます。議案第六号につきまして五点お尋ねいたします。

一つは、五ページ、ここに坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰

余金計算書というのがあります。その資本合計について、一点目はお尋ねします。

それから、二点目は七ページに有価証券、平成二十五年では、十二億円計上したということになっておりますが、今後の方針についてお尋ねします。

それから、三点目は未収金、八ページ、平成十九年から最高裁の判例などあつて、二年間ですか、お金をどうしても徴収できない場合には損金になると、こういうふうなことから来ている部分もあるかと思うのですが、今の水道を料金が払えない、そういうご家庭も結構出てきているのではないかというふうに見るのですが、その状況について。

それから、四点目、先ほども質疑がありましたが、年間配水量と有収水量の関係です。お尋ねします。

それから、十四ページの鶴ヶ島浄水場拡張用地取得の用地費二千五百九十九万七千円とありますが、三十六ページの個々の地主さんにお支払いした金額との整合性が全然とれていないと。この辺がどうなっているか。ただいま配付されました継続費の関係になつていないかと思うのですが、いずれにしてもお尋ねしておきます。

最初の水道事業剰余金計算書の資本合計が、前年度末で二百三十五億四千六百五十九万六千四百九十九円になつています。平成二十五年末で、二百三十八億六千四百五十九万五千二百九十三

円ということ、一年間で三億一千八百万多くなつたという点。この辺をどういうふうに見るのか。収益が若干下がっているにもかかわらずこうした増額が生まれてくる、その原因についてお尋ねします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 高田議員の質疑にお答えいたします。

私のほうからは、一点目、資本剰余金、それから投資有価証券、それからあと用地費の関係でお答えいたします。

○八番 高田克彦議員 一点一点やりましょう。総括的に五点か六点か言つて、その一つに対してやつていくか。

〔「二点ずつ」の声〕

○齊藤芳久議長 一点ずつで。

○太田広正庶務課主席主幹 それでは、一点目の剰余金計算書についてお答えいたします。

資本合計の増額分でございますが、こちらにつきましては、五ページの中段に処分後残高というものがござりますが、こちらが前年度の二十四年度の決算の結果、資本合計が二百三十五億四千六百五十九万六千四百九十九円ということでございます。それに剰余金で平成二十五年末、これは二十五年四月一日から、二十六年三月三十一日まで、これの剰余金の変動をあらわしたものがこの表となっております。これにつきまして、処分後残高の下に当年度変動額というものがござります。こちらは当年度変動額でい

きますと、左側の資本金、これが二十四年度では九十三億八千七百五十三万五千三百十六円とありまして、変動額では二億九千五百七十一万九千五百十九円と。この二億九千五百七十一万九千五百十九円につきましては、平成二十四年度に純利益として計上したものでございます。この純利益を建設改良積立金のほうに補填財源として使ったことから、この二億九千五百七十一万九千五百十九円が資本金に組み入れられるということになっております。

この合計では、一番下に当年度末残高九十六億八千三百二十五万四千八百三十五円ということになります。それから、剰余金の左側の列に資本剰余金という部分がございます、これにつきましても資本剰余金の合計、処分後残高が百三十七億九千九百九十五万六千五百六十円、これが二十四年度決算時でございました。これに平成二十五年度では七千六百四十九万六千八百八十三円、これは下に内訳が書いてございますが、国庫補助金の受け入れとか、それから工事負担金、それから受贈財産評価額の受け入れ等、若干処分でマイナスになっているものもございますが、合計では七千六百四十九万六千八百八十三円がふえるということになります。結果として、当年度末残高では百三十八億六千八百四十五万二千六百四十三円ということになります。

それから、次の利益剰余金のほうでございまして、こちらは利益剰余金といたしまして、処分後残高、これ平成二十四年度ですけれども、三億六千七百四十万四千六百二十三円とございまして、

このうちの二億九千五百、これは建設改良積立金にしましたもの、二十四年度の純利益です。これが利益剰余金のほうから資本剰余金のほうに移りましたので、その分がマイナスになっております。マイナスになりましたけれども、平成二十五年度の純利益は、当年度純利益というところにありますけれども、二億四千五百五十万二千七百十一円と、これがございまして、差し引きますと、マイナスの五千四百二十一万六千八百八円ということになります。これを合計いたしますと、当年度末残高では三億一千二百八十八万七千八百十五円で、一年間で増額したということになります、最終的に二十五年度の決算では、資本合計は一番右下にありますとおり二百三十八億六千四百五十九万五千二百九十三円ということになります。この剰余金の計算書でございまして、こちらにつきましては、決算書の十ページにございます貸借対照表の資本の部、この六、資本金、七、剰余金、これらの内訳ということになっております。

以上でございまして。
○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 この辺はかなり細かく複雑になっていくのですが、傾向として今第二次中期経営計画が出されているのですが、この平成二十九年度までの各年で見ていった場合に、この資本合計はこういった形で年に三億円ですか、プラスされていく、そういうふうな見方になるのですか、お尋ねします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

中期経営計画のほうでございしますが、こちらの資本金につきましては、各年度における純利益がどれくらい出るか、また各年度で工事負担金がどのくらい入るかと、そういうものによって若干前後いたしますので、必ずしも毎年毎年三億円資本金等がふえるとは限らないものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 この中期経営計画の年度ごとの数字というのは、私は余り信憑性を持っていないのです。かなり順調に展開されていくだろうというふうに見ています。

二番目、有価証券、これは今度、今まで十七億あったものが十二億、いわゆる現金預金に五億円入れたと、有価証券は十二億円になっていると。中期経営計画では、ことしは七億円だと、来年も七億円で二十八年、二十九年はゼロ円だと、こういう計画を立てているわけです。これについて、今後の、私さつき余り信用性を置いていないというのは、そういうことも含まれているわけなのですが、どういう、有価証券については方針を持っていくのか、お尋ねしたいと思います。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

有価証券でございしますが、現在十二億保有しております。この有価証券の中身についてでございますが、これは二年間の、二年満期の有価証券を保有しておるわけでございます。二年間が満期でございますので、二十六年度、今年度について満期が来ると。

この満期が来ました有価証券につきましては、同様にまた二年間の期間で買いかえの予定はしておるのですけれども、今後の事業計画によつては、その十二億円のうち四億円ほど事業計画のほうに回しまして、こちらの費用に回しまして運営するというようなことも予想されます。ただし、これまた二十六年度の決算とか、その他の国債のほうの市場、こちらの動向を見ないと何とも言えませんけれども、現在のところ、今国債が高騰しておりますので、当企業団の運用基準ではちよつと今のところ国債が買えないのかなというところでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 十七億が十二億になった、そして二十五年から二十六年について、計画では七億円にすると。ただ、今答弁があつたように、いろんな諸要件があつて、恐らく続いていくだろうみたいなニュアンスがあつたわけなのですが、結局我々から見ると現金預金がたくさんあり過ぎて、そのまま銀行利子だけで食べていくのでは余りにももつたいたないと。運用益を図るために国債を買っていると。やっぱり百二十万円ですか、平成二十五年

度決算では、運用益を得たようなのですが、そうした形というのはどうも解せない。そういうお金はやっぱりそんなにあるのだつたら、国債を買うほど金があるのだつたら、市民に還元しろと、こういう声が当然出ますよ。どうなのですか。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹 お答えいたします。

有価証券の保有に関してでございますが、もともとこの有価証券を保有するに至った経緯、こちら企業団の公金、現金ですよ、この保管状況、これは法律によって安全かつ有利なものというふうに規定されております。それで安全かつ有利といえますと、今までは現金は普通の当座預金だけしかやっておりませんでした。それから、それを定期預金にしましょうと。ただ、例のペイオフの関係で、銀行以外でも公金の保有、安全な保有方法として、国債のほうの購入に至ったところでございます。購入し続けるということではなくて、これから事業計画、今後も第二次中期経営計画のほうを推進していかなければなりませんので、こちらのほうの資金にも今後は充てていくということになっております。以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 これ以上はやめますけれども、そういう本質を持っているものだと思いをいただきたいと思います。市民の懐に返すのが一番安全だと私は思いますが。

それから、八ページの未収金、払えない方々の状況についてお示しいただきたいと思えます。

○齊藤芳久議長 長山給水課長。

○長山伸一給水課長 ただいまの高田議員のご質疑にお答えを申し上げます。

支払えない方への対応ということでございますが、何らかの事情で支払いをしたくてもできない方という方がおりますので、通常給水停止の対象だからといって、これを一律に水をとめてしまうということはいたしておりません。お客さまより依頼、相談等がありましたらば、納入期限の延長及び分割納入等の柔軟な対応をいたしております。できるだけお支払いいただけるような形で努力をしております。また、生活保護世帯等で支払いが滞っているような場合は、両市の福祉課と連携いたしまして、対応いたしております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 その件数、二十五年度はどうだったとか、伸びているのか、減っているのか、そのことは当然質疑の範囲内に入っておりますから、ご答弁お願いします。

○齊藤芳久議長 長山給水課長。

○長山伸一給水課長 二十五年度の給水停止等の件数について申し上げます。

未納の件数、給水停止の対象となりました件数が二千八件ございました。このうち給水停止を実施したのは三百二件、金額的には二百四十六万六千八百四十一円でございます。先ほど申し上げましたように、お支払いをしたいのに払えない方ということでございますけれども、分割納入等を実施いたしております。こちらの方は九十四件ございました。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 水は全ての世帯、井戸水を使っているところもあるかもしれませんが、命にかかわることなのです。やはりその辺は詳しく、私は両市の担当課とも連携しながら、この内容を丁寧にみていく必要があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○齊藤芳久議長 長山給水課長。

○長山伸一給水課長 ただいまご指摘いただいたとおり、命にかかわる水ということでございますので、すぐすぐ水をとめてしまうということは、やはりこういう暑い時期、特に危険なこともございますので、両市の福祉課等とも十分対応し、相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 次に、先ほども質疑がありましたが、年間

配水量がふえているのに有収水量が減っていると、これはやはり私も疑問に思うわけなのですが、そうしますと、配水水量を抑制していくという方向になるのですか。お尋ねします。

○齊藤芳久議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 配水量と有収水量についてお答えいたします。

平成二十五年度の配水量は、前年度比十一万四千七十九立方メートル増加の二千万二千九百十五立方メートルでございます。有収水量は、前年度比五万六千八百三十九立方メートル減少の千八百五十二万二千七百四十二立方メートルでございます。通常であれば、ご指摘のとおり有収水量が減少すれば配水量も減少するというのが想定されますが、平成二十五年度におきましては、配水量が増加しております。この要因でございますが、水道施設が四十年を経過し、老朽化が進行して、自然漏水がふえてきたものと推測しているところでございます。給水管の自然漏水につきましては、平成十五年度は百九十二件でしたが、平成二十五年度は四百八十二件と倍以上に増加しております。本管の漏水につきましては、石綿管が更新されたことにより、平成十五年度は二十六件でしたが、平成二十五年度は九件と減少しております。しかし、铸铁管の漏水などが発見されるようになるなど老朽化が進んでいるものと考えております。企業団といたしましては、漏水量を減らすべく毎年漏水調査を実施して、漏水の早期発見、早期修

理に努力していくところでございます。今後とも積極的に漏水調査をして、漏水量の減少に努力していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 この配水量と有収水量の差、かなり大きなものですよね。それが全部が全部ではないとは思いますが、主にも漏水だと、これはゆゆしきことで、その四百何件かの漏水というのは、いわゆる道路上で起きるものか、宅地の中で起きているものか、あるいは本管で起きるものか、その点の内訳はどうなっていますか。

○齊藤芳久議長 柿沼施設課主席主幹。

○柿沼 孝施設課主席主幹 お答えいたします。

先ほど申しました四百八十二件の自然漏水というのは、給水管の漏水です。これの主な漏水箇所は止水栓の漏水です。メーターより手前にある止水栓というバルブの漏水があったものです。あと、メーターの、いわゆるパッキンの漏水、この辺も水道企業団で修理しております。ですから、これも申しましたように本管の漏水というのは、二十五年度は九件ございました。これは本管、やはり分水栓が漏水した原因で本管に穴をあけるといふような事例がございます。

以上です。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 経年劣化というのが原因だろうと思いが、さらに一層のご努力をお願いしたいと思います。

最後に、十四ページの鶴ヶ島浄水場拡張用地取得で、用地費がこの決算書では二千五百九十九万七千円と書かれておりますが、三十六ページの随意契約、鶴ヶ島浄水場の拡張用地の支払い者を見ますと、かなりたくさんの方に、七人の方ですか、契約金額ということでお金を支払われたからこそここに計上されていると思うのですが、その合計は一億三百三十一万七千七百六十円、これだけの乖離があるということは、整合性がとれないではないかと思うのですが、どういうことなのでしょう。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田正庶務課主席主幹 お答えいたします。

用地費の関係でございますが、まず三十六ページに記載されております。七名の地権者様との関係でございますが、まずこちら拡張用地の取得にこの七名の方に協力をいただいておりますが、まずこの様式が、これは契約書を、二十五年度に契約したものは何かというものを記載したものがこの三十六ページでございます。この中で一億円ほどの契約になっておりますが、これにつきましては、議員さんご指摘の十四ページの上から三行目の「決算額は」というものがございます。この「決算額は」の下の行に用地費として八千六十九万九千円というふうに記載がございます。

これが平成二十五年度に用地費として支払ったものがこの八千六十九万九千円。その二行下のなお書きの下の用地費二千五百九十九万、これは二十六年度に繰り越した額が二千五百九十九万七千円でございますので、合わせますと三十六ページに書いてございます一億円等になるかとは思いますが。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に対する反対の討論の発言を許します。

七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山茂です。ただいま議題となつて

おります議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、認定できないとの立場で討論を行います。

本決算を大枠の数字で見ますと、収益的収入は決算総額三十億六千七百六十万円、収益的支出は決算総額二十七億六千十五万円であり、前年度と比較しますと、収益は四千七百七十万円の減、支出は四百四十七万円の減ということになっております。中身を見ていきますと、まず触れていきたいこととして、依然として内部

留保に当たる金額が大きなことです。決算書の附属書類でも示されておりますが、平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道事業決算において、当年度純利益が二億四千五百三十三千円となりました。この金額は、前年度と比較すると五千四百二十一万六千円の減益ということが触れられておりますが、減つたと言っておりますが、二億円以上新たにため込みをふやすものであります。額面上あらわれている数字だけでも、現金預金がおよそ四十億円、未収金も含めれば四十四億円近くになります。有価証券は十二億円、合わせると依然として五十億円を超える大きな額となっております。

二月に行われた議会での一般質問の中で不慮の事態への備えとしては、二十億円あれば事足りるという答弁がされております。市民負担の軽減、すなわち水道料金の大幅な引き下げに踏み切っていくべきであり、また設備投資への備えということについてであります。これらは国庫補助金の積極的な活用を図っていくべきです。ため込んだお金を市民の懐へ返す、市民負担軽減のそうした姿勢が全く見られないこの決算は認めることができません。

もう一つ、見逃せないことについて触れておきます。三・〇二%の料金引き下げが関係しているこの給水収益は九百五十三万円という減額だということですが、二十八億円を超える給水収益からすればわずかな減額です。一方、職員給与費は三千二百六十三万六千円という大きな減額となっております。職員の方の生活の水準は、地域の経済に少なからぬ影響があります。職員への

給与は潤沢にし、水道料金の大幅な引き下げは図っていくことが地域の経済にとつてはとても重要なことであり、そうした姿勢が見られないこの決算は認めることができません。

以上を申し述べ、本案の反対討論といたします。

○齊藤芳久議長 次に、賛成討論の発言を許します。

三番、飯田恵議員。

○三番 飯田 恵議員 三番、飯田恵です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、経営指標を見ますと有効率、有収率ともにわずかながら低下していますが、依然として埼玉県平均を上回る数値を示しております。また、流動比率及び当座比率は、流動資産の減少などにより前年度に比べ低下しているものの短期的な支払い能力を十分備えていると考えられます。

次に、経営状況ですが、前年度と比較してみますと、水道事業収益では水道利用加入金とその他営業収益が減額したことにより四千七百七万一千円減額となる三十億六千七百六十万二千円となっております。一方、水道事業費用の主なものは、県水受水費十億七千八万六千円、浄水場運転管理事業や料金徴収事業などの委託料二億三千六十五万九千円及び減価償却費六億六千六百四十三万三千円などであり、前年度決算額より四百四十六万九千円の減

少となる二十七億六千十五万九千円となっております。

以上、その他営業収益が減少した一方で支出の抑制に努めるなどの効率的な経営を行った結果、平成二十五年度純利益は前年度比五千四百二十一万六千円減益とはなったものの、二億四千五百三十万三千円を計上し、依然として良好な経営成績であると評価するものでございます。

また、建設改良事業におきましては、損益勘定留保資金のほか利益処分後の建設改良積立金を主な財源とし、老朽化した施設の改修、更新に逐次取り組んでおられます。したがって、利益剰余金の処分方法も妥当であると判断されます。

さて、当企業団におきましては、坂戸、鶴ヶ島両市民に安全な水を安定して供給するため、第二次中期経営計画に基づく事業運営により、合理的かつ安定した経営基盤を築くことが必要であります。そのためにも職員一人一人が常に経営意識を持ち、一丸となって、より一層の事業運営の効率化を図ることを望み、賛成の立場からの討論といたします。

○齊藤芳久議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第七、議案第六号 平成二十五年度坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを採決

いたします。

本案は剰余金の処分については原案のとおり決することに、決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○齊藤芳久議長 起立多数であります。

したがって、議案第六号は剰余金の処分については原案のとおり可決し、決算の認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。



◎議案第七号の上程、説明、質疑、討論

採決

○齊藤芳久議長 日程第八、議案第七号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 ただいま議題となっております議案第七号 専決処分の承認を求めることについての提案理由のご説明を申し上げます。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部変更に伴い、緊急に議決

する必要が生じたため、地方自治法第七十九条第一項の規定に

より、埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について、平成二十六年三月十日に専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により、その承認をお願いするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○齊藤芳久議長 これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○齊藤芳久議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより日程第八、議案第七号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○齊藤芳久議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎一般質問

○齊藤芳久議長 日程第九、一般質問を行います。

通告者は二名であります。なお、一括質疑は会議規則により三回まで、一問一答は議会運営についての申し合わせ事項により、執行部の答弁を含め六十分以内となっておりますので、ご注意願います。順次質問を許します。

八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 八番の高田克彦でございます。一括質疑、一括答弁方式でお願いいたします。

一、地方公営企業会計制度の見直しについて。平成二十五年十二月に総務省自治財政局公営企業課は「地方公営企業会計制度の見直しについて」なる指示を出しています。これは、平成二十四年度からの地方公営企業法の一部改正によるものです。当水道企業団は指示を受けるまでもなく、ほとんど実行しているのではないかと考えられます。その点を伺います。

平成二十六年から義務づけられている予定キャッシュフロー計算書は作成されていますが、これについての見解と平成二十六年の予定キャッシュフローから見た当企業団の経営状況判断を伺います。

二つ目、水道料金値下げを求めます。総括原価方式のデメリットとして、経営効率化インセンティブ（自己実現）が働きにくい、

原価に関する情報が事業者に偏在している、事業者がつくるコストが大きくなる傾向がある、事業者が経済情勢など踏まえて柔軟に料金設定をすることが困難、過剰な設備投資が行われる可能性がある、さらには設備投資と実際の発注金額の差が総括原価方式には反映されないなどの欠点が見えてきます。二〇一四年（平成二十六年）三月十七日に坂戸、鶴ヶ島水道企業団の第二次中期経営計画（平成二十六年から二十九年）と総括原価及び料金算定資料が議員に示され、四・五九%の値上げが必要だが、総合的に判断した結果、水道料金引き上げについて、当面は現行の料金体系を維持していくと結論づけています。その見解は承服できるものではありません。改めて水道料金値下げを求めますが、見解をお尋ねします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 高田議員さんの一般質問に順次お答えいたします。

初めに質問事項一、地方公営企業会計制度の見直しについて、実行しているかについてお答えいたします。

地方公営企業法の一部改正につきましては、平成二十三年五月に改正法が公布されましたが、改正法の適用日につきましては、制度改正や会計基準の見直しなど、内容によりそれぞれ異なっております。法定積立金制度の廃止や資本剰余金の処分制限の廃止など、資本制度の改正は、平成二十四年四月一日が適用日となり

ますが、退職給付金の計上やキャッシュフロー計算書など、会計基準の見直しについては、平成二十六年四月一日が適用日となっております。当企業団におきましては、法にのっとりそれぞれの適用日に応じて実施しております。

次に、平成二十六年年度予定キャッシュフロー計算書の見解についてお答えいたします。公営企業会計は、一般会計等で採用されている現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳される現金主義会計ではなく、現金の収入及び支出の有無にかかわらず経済活動の発生という事実に基づきその都度記録し、整理する発生主義会計でございます。発生主義会計では、収益や費用を認識する会計期間と現金の収入、支出を認識する時期に差が生じることから、貸借対照表と損益計算書では一会計期間のキャッシュフローを把握することは困難でございます。このため、キャッシュフロー計算書の導入により、資金繰り状況等が明示されることから、貸借対照表、損益計算書とあわせまして、経営の健全性や経営危機など、経営状況がより明確となるほか、債務の返済能力等を示す効果が期待できるものと考えております。

続きまして、平成二十六年年度予定キャッシュフロー計算書から見た当企業団の経営状況判断についてお答えいたします。業務活動によるキャッシュフローでは通常の業務活動の結果、当年度純利益一億九千五百五十万三千三百六十二円を含む七億六千二百二十九万一千百三十三円の資金が増加する予定でございます。

次に、投資活動によるキャッシュフローでは固定資産取得、建設改良費事業等実施額、いわゆる建設改良費が十四億九千七百六十四万八千三百八十七円に対し、財源は国庫補助金や工事負担金など一億七千四百四万九百十四円となることから、投資活動全体では十三億二千三百六十万七千四百七十三円の資金が減少する予定でございます。

以上の結果、平成二十六年年度の事業執行における資金の増減では五億六千三百一十一万六千三百四十円の資金が減少することとなり、投資活動に必要な資金は、通常の業務活動で得た収益では賄えないことを示しております。このことから、平成二十六年年度の経営状況は、水道事業では純利益が確保できる状況ではございませんが、施設の改修、更新及び耐震化など、将来への設備投資に要する費用は賄えないため、単年度で見えた場合には資金不足という結果になります。ただし、不足する費用につきましては、前年度から繰り越した資金により補填されることから、直ちに企業団の経営が悪化することはないと考えております。

続きまして、質問事項二、水道料金値下げを求めますについてお答えいたします。水道料金の設定は、料金算定期間内の営業費用に資本費用を加えた総括原価と算定期間中の料金総収入は等しいものとする総括原価主義により設定することが水道法施行規則第十二条に規定されております。この総括原価における営業費用には設備投資に要する建設改良費などの経費は含まれず、かわり

に固定資産取得後の減価償却費や資産減耗費が含まれております。また、資本費用には企業債の支払利息や給水サービス水準の維持向上及び既存施設維持のために再投資される資産維持費が含まれております。これらを踏まえ、現在当企業団が推進している第二次中期経営計画をもとに平成二十六年から平成二十九年の四年間を算定期間として総括原価及び料金算定を行った結果、平均で四・五九%値上げする料金体系が望ましいとしたものでございます。しかしながら、料金体系の見直しについては、これまでも必要があれば見直すとしておりますので、今回の料金算定においても平成二十四年度決算の結果を見て、今後の事業継続に必要な財源が確保できることや、社会経済情勢等を勘案し、当面は現行の料金体系で事業執行するものでございます。今後も事業計画に沿った施設の改修、更新及び耐震化事業を実施していかなければならないため、現状では料金の値下げは適切でないと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 八番、高田克彦議員。

○八番 高田克彦議員 まず、一つ目の予定キャッシュフローの関係ですが、平成二十六年年度の予算書に水道事業予定キャッシュフロー計算書というのがなされております。これは、国の指示に基づいて平成二十六年から初めて入ってきたものであります。いろいろと細かくはありますけれども、大きな問題として一番下の

現金預金の期末残高と、これが三十五億五千万円だということなのです。平成二十五年度の期末、この現金預金は三十九億七千八百万と、こういうふうになるわけなのですが、結局平成二十六年年度の期首、一番最初的时候には約四十億だと。キャッシュフローで流れてくると約五億円減ってしまうというようなフローになっているのではないかと思うのですが、その点はどうかという点が一点。

それから、質問の二番目の総括原価方式に値下げを求めている二番目のことなのですが、この総括原価方式のデメリットというのはお認めになりますか。私は、かなり実態を反映していないと。第二次中期経営計画が信憑性が持ち切れないという意味は、この総括原価方式のデメリットがもろに反映するからではないかというふうに見るのです。その点について、二問目の一つとしてお尋ねします。

それから、四・五九%の値上げが必要だという見解で、諸般の事情から見送りますという内容なのです。これは今の坂戸、鶴ヶ島水道企業団の経営実態からいって、こういう状況ではないのではないかと。この四・五九というのも、それをたどっていくと総括原価方式によって計算した、そういう中から出てきたものだと、こういうふうに見るのですが、いかがでしょう。

都合三点についてお尋ねします。

○齊藤芳久議長 太田庶務課主席主幹。

○太田広正庶務課主席主幹　まず、一点目の予定キャッシュフローから見る現金の決算と、ここに書いてある現金、これの違いについてお答えいたします。

予定キャッシュフロー、これは二十六年度の予算でございます。この二十六年度の予算につきましては、本年二月の定例会、これで補正予算、それから当初予算ということで議会のほうで議決されたものでございます。当然本年の二月ということにつきましては、まだ二十五年度の決算が終わっていないと。その状況で平成二十六年度の期首というのは編成しております。この差額でございますが、四十一億一千三百九十九万三千八百八十七円、これにつきましては、補正第一号の事業が終わった段階でこれだけ残るだろうということで、これが平成二十六年度の期首ということになります。そこで二十五年度の決算、三十九億七千八百五十五万八千六百五十七円と、平成二十六年度の期首残高、四十一億一千三百九十九万三千八百八十七円、この差額約一億三千万ほどですか、この誤差が生じたものでございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長　三田事務局長。

○三田和雄事務局長　二点目についてお答えいたします。

確かにデメリット、メリット両方あると思われれます。高田議員さんのおっしゃっているデメリット、逆にメリットとしては、料金算定の根拠が比較的わかりやすい、事業者が多大な利益、損失

を生じない、消費者が多大な料金の負担を負わない、安全性がサービス向上のため、長期的な設備投資へのインセンティブが働く等幾つかありますけれども、何でもそうですけれども、メリット、デメリットというのは発生すると考えております。水道料金については、水道法の規定によりまして、料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものであることと規定されております。さらに、料金設定の技術的細目として水道法施行規則では、料金が営業費用、支払利息、資産維持費の合計額から、営業収益の額から給水収益を控除した額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであることと規定されており、これが総括原価となります。したがって、総括原価方式は料金設定においては妥当なものと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長　八番、高田克彦議員。

○八番　高田克彦議員　総括原価方式のメリット、デメリットという点で、私はデメリットのほうが大きいのではないかなと。これは、もう少し私自身も検証していかなければなりませんし、特に第二次中期経営計画、これが総括原価方式で出されて数字が見込まれているわけなのですが、どうも余りにも実際の数字の動きとは違ふと。そういうものを前提にして料金設定が出てくると。これは、どうしても腑に落ちないことであって、例えばさっきも言

いましたけれども、有価証券を買う見込み、今十二億あるのに七億にして、そして二十八年、二十九年はゼロにしていくとか、まだそのほかにも、例えば借金をするのだと、平成二十九年度には会計が厳しくなるから、借金をする、借り入れをするのだと。先ほどの話で借金はしませんというような話も出たわけなのですが、この中期経営計画の信憑性、確実性というものがどうも信用置けない。その中で算定された四・五九%の引き上げの必要性と、これは当然認めるわけにはいかないと、こういう論理の展開について、当局としてはどう反論されますか、お尋ねします。それです。終わります。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

先ほども一回目の答弁でお話ししましたけれども、平均で四・五九の値上げ、この四・五九の値上げに対しましては、今までと同じ日本水道協会の水道料金の算定資料に基づき算定をしたものでございます。この水道料金というのは、基本料金と水量料金を合算したものでございまして、料金算定では基本料金と水道料金それぞれについて算定いたしましたので、それらを合算したのが総括原価と等しくなるよう設定しております。この結果、基本料金は現行料金に比べ四・七八%の値下げが可能となりましたけれども、水量の料金のほうでは七・七〇%の値上げが必要となる結果となりました。水道料金全体の改定率は、改定した基本料金と水

量料金を合算した総収入と現行料金における総収入の割合でございますので、先ほど申し上げた四・五九が計算の結果となったものでございます。それに、どうして出た数字に対して上げないのかということなのですけれども、いろいろ加味して二十四年度の決算の利益並びに経済状況等勘案し、今の状況でももう少し上げないで維持できるのではないかという判断をいたしましたので、据え置くという形にさせていただきました。

以上でございます。

○八番 高田克彦議員 終わります。

○齊藤芳久議長 次に、七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 七番、大山茂です。ただいまより二項目質問を通告しております。時間の関係もありますので、ただいまの高田議員の質問と重複しないような範囲で端的に質問してまいります。

一点目は、総括原価方式による水道料金の設定に関してということです。これは端的にお伺いいたします。どこの自治体の水道企業会計も総括原価方式であるというふうなことを前提とするならば、近隣の川越市、東松山市と比較しますと、水道料金については大きな格差があります。すなわち坂戸、鶴ヶ島が大変高い料金設定になっておりますので、総括原価方式と比べていくならば、まずまずその要因が問われるところであります。川越市及び東松山市の水道企業会計の状況との、坂戸、鶴ヶ島との違いについて、

この料金が異なっている要因についてお伺いします。

二点目の基本料金の設定についてですけれども、現在の基本料金の設定は使用水量に基づく水道料金とは別枠で設定されております。使用水量が少ない市民にとつては、基本料金のほうが高額になるケースもあります。基本料金の額を下げていくことによつて、水道料金の負担軽減につなげていく方法もあるのではないかなと思われませんが、これについてもほかの自治体の状況を参照しながら、この基本料金設定を下げていくべきではないかという見解についてお伺いします。

以上、二点お伺いします。よろしくお願ひします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 大山議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに質問事項一、水道料金設定についての(一)についてをお答えいたします。川越市や東松山市との料金設定の比較でございしますが、一般的な料金水準を比較する指標として、一立方メートル当たりの供給単価がございします。平成二十四年度の埼玉県市町村公営企業決算概況では、川越市の場合、供給単価は百四十七円、東松山市は百三十九円三十銭、当企業団は百四十七円四十銭でございます。参考までに埼玉県平均は百六十三円で、県内五十八事業体のうち当企業団は高いほうから三十八番目に位置しております。

次に、川越市や東松山市との料金格差でございしますが、水道料金は安全な水を安定してお客さまにお届けするサービスに要するコストを回収するため、使用水量に応じてお客さまからいただくものでございます。水道の経営主体は、水道法の規定により市町村が原則とされております。このため、水道料金は人口分布や一般家庭が多い地域、または工場等の大口使用者が多い地域など需要構造の違いにより、または水源の場所や水質などの状況による水道施設の形態などによつて、使用水量に対するコスト配分が違うことから、水道事業体ごとに料金体系が異なっております。

一例ではございますが、川越市の場合、水道事業の創設が早いため、配水池の耐震化率は当企業団の耐震化率三五・九%に対して、川越市は八二・二%となっており、設備投資に要する費用が違います。また、東松山市の場合、配水池が高台に設置されているため、水道水の供給については自然流下方式が主流となることから、ポンプ圧送方式に比べると動力費やポンプの維持管理などに要する費用が抑制されます。そのほか、自己水の処理方法については、川越市、東松山市とも塩素消毒のみで、企業団のようなろ過施設はございません。当企業団の場合は、水質の状況から塩素処理のほかに除鉄、除マンガン装置でのろ過処理をして水を送っております。このように、水道料金は水道を経営する事業体の実情に合わせた料金設定となるため、それぞれの事業体で水道料金が異なることとなります。

続きまして(二)についてお答えいたします。基本料金の設定でございますが、水道料金は基本料金と水量料金を合算した二部制の料金体系でございます。料金設定については、総括原価をもとに基本料金で回収する額と水量料金で回収する額を決定し、それに見合う料金配分となっております。料金設定において、基本料金で回収する額を低く設定した場合、水量料金で回収する額は基本料金で回収されなかった額が加算されることから、水量料金は高く設定されることとなります。したがって、基本料金及び水量料金の料金設定は、総括原価を基礎としてバランスのとれた料金設定にいくことが大事であると考えております。ちなみに、企業団は平成二十二年度において、平均で三・〇二%値下げいたしました。内容は基本料金一九・四五%の値下げで、水量料金は三・二一%の値上げとなっております。

なお、近隣事業体の基本料金でございますが、特に一般家庭に多い口径十三ミリと二十ミリについての一カ月当たり税込み金額で申し上げますと、近隣の川越市は、十三ミリ、二百七十円、二十ミリ、四百十円、東松山市は十三ミリ、二十ミリとも八百十円、日高市は十三ミリ、五百四十円、二十ミリ、八百六十四円、越生町は十三ミリ、八百六十四円、二十ミリ、一千四百四円、毛呂山町は十三ミリ、八百六十四円、二十ミリ、一千四十七円、当企業団は十三ミリ、五百六十一円、二十ミリ、八百十円で、県内五十八事業体のうち十三ミリでは高いほうから四十六番目、二十ミリ

では四十一番目に位置しております。参考までに埼玉県平均は、十三ミリで八百三十七円、二十ミリで二千五十七円でございます。また、基本料金には口径別と用途別の二種類がありまして、基本料金の中に基本水量が含まれている事業体もございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、一問一答方式で幾つか再質問以降をさせていただきます。

まず、総括原価方式による料金設定については、これについては再三説明があり、また先ほど質問したことの答弁として、川越市では耐震化率の関係、東松山市では配水方法の関係というふうな、そういったところでのコストの違いなどについて触れられましたが、私どもが再三求めているのは内部留保です。内部留保がたくさんあるから、これを市民に還元していくべきだ、市民の懐に返すべきだということとの関係で主張しております。それで、同じく川越市及び東松山市ですけれども、そういった近隣の内部留保の状況というのはどのようになっていっているのでしょうか、お伺いします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

平成二十四年度の埼玉県市町村公営企業決算概況の貸借対照表から見ますと、内部留保資金としては、川越市は現金として五十

一億一千四百二十一万二千円で、東松山市は現金預金が十九億一千四百九万一千円のほか、短期有価証券十二億九千九百三十四万二千円、それと投資有価証券十九億九千九百七十六万円を保有しており、合計で五十二億一千三百九万三千円でございます。当企業団は、現金預金四十二億六千七百二十万六千円のほか、投資有価証券として十二億、合計で五十四億六千七百二十万六千円でございます。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 現金とりわけ現金預金の数値で比較しますと、人口比率からしても川越市や、あるいは東松山市と比べて坂鶴の四十億円ほど、四十二億円の現金預金ということはとても大きな額でありますので、これについては不慮の事態に必要なことでは二十億円あればというふうな過去の議会における答弁からしても、いずれにしても、この現金預金については二十億円程度あれば今後の不慮の事態にも備えられる、そういう立場でこの現金預金というのは、もつと少ない二十億円程度、あるいは二十億円以下、それでも済むのではないかと思われませんが、それについてはいかがでしょうか。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

当企業団の現金預金につきましては、現在実施しております第

二次中期経営計画を推進していくために必要な資金であるとともに、災害時等の不測の事故に備え、一定額を確保しながら事業運営していくための資金でございます。水道事業体は、それぞれの実情に合わせた事業運営を行っていることから、内部留保資金、現金ですけれども、事業体ごとに方針があると考えております。したがって、他の事業体と比較して内部留保資金を決定する、人口とかその辺を見て決定するということは、適切ではないと考えております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 ちよつと納得できないところもあります。二項目めの基本料金については、先ほど他自治体との比較なども、例も出されましたが、この基本料金について、いずれにしても低所得者層への配慮として、この基本料金を軽減していく考えについてはないのかどうかお伺いします。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

基本料金は、需要家の存在による経費、例えば検針とか料金徴収業務、あと量水器に係る経費及び水道施設を適正に維持するための経費が含まれております。したがって、水の使用量に係る経費が発生することから、基本料金の軽減については考えておりません。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 七番、大山茂議員。

○七番 大山 茂議員 それでは、最後にお伺いすることとして、

この基本料金の軽減の考えはないというふうなことでありますが、いずれにしても大事なことは今の市民の経済状況からして、低所得者層への負担軽減のことが必要であるかなと思われませんが、この低所得者層への対応として、どういった軽減を実際に行っており、また何らかの軽減についての今後の策などについて、この低所得者層への対応の軽減策について具体的にお答えいただきますまして、私の質問を終わります。

○齊藤芳久議長 三田事務局長。

○三田和雄事務局長 お答えいたします。

料金と手数料等の軽減及び減免については、企業団の給水条例によりまして、生活保護受給者、東日本大震災による被災者の支援等規定に従いまして料金等の減免措置は現在も行われております。

以上でございます。

○齊藤芳久議長 藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 幾つかご質問等を頂戴したのですけれども、ちよつとつけ足しをさせていただきたいと思えます。

まず一つ、内部留保ということでございますけれども、いわゆる民間の企業とは違ひまして、資本の自己増殖といえますか、そ

ういうところで内部留保を蓄えているということではなく、あるいはまた最近の、要するに株主への配当といったところを想定しながらというものではございません。これは、中期経営計画等でもどういうところに使うかということを示しているわけでございますけれども、将来の投資、先ほども有収率のほうが非常に下がっている、老朽化が進んでいるというふうなことが指摘ございましたけれども、そうしたことも含めて将来の方針等も念頭に置きながら、国でもまさにそれを考えてのことでございます。八月三日だったですか、読売新聞の一面の記事にもまさに表一面で出ておりましたけれども、「二〇二〇年から二〇二五年、老朽水道管改修一兆円、自治体料金値上げ」というふうな記事が出ております。むしろこれから自治体の料金の値上げというものが相当大的なテーマとして起こってくるであろうということは、もう誰もが見ているところでございます。ご承知だと思いますけれども、近くで埼玉県のある北部の自治体においては、五月に一七・五％値上げをする方針を出していると。あるいは、ほかの自治体もそうなのでございます、そういう状況がこれからさらに大きく出てくるだろうということは、確かなことです。そうしたものに備えていくということは、これは将来、今がよければいいのだ、自分たちがよければいいのだというふうなことではなくて、将来において子供たちも含めて、大きな値上げ、あるいは負担を生じないようにならなければならない。これは非常に重要であろうと。いろんな

考えがあるとは思いますが、私どもはそういうふうにお考えしております。

それから、自治体ごとによる料金の算定についても、これは職員は総括原価方式ということで、料金設定についてかなり厳密にしているわけでありませうけれども、いわゆる三条予算というところでいいませうと、大きな収入源としては水道利用加入金がございます。坂戸、鶴ヶ島水道企業団においては、これは今かなり減っているわけで、半分ぐらいに減っている。それでも一億九百万円、一億一千万円ぐらい入っているわけでありませうけれども、例えば一番多い、利用されるのが多い二十ミリの管でいいませうと、川越や東松山、あのクラスということであれば大体半分ぐらいです。坂戸の場合は、これを同じような額にしていれば、例えば二十五年度だけでも一億以上ふえていくであろうと。ただ、もちろんこれは自治体の収益のほうからいって、そういうふうな状況でございます。必ずしも一方的、一方だけで見るとはならず、そういうふうなものも含めて、いろいろ各事業体ごとに収益についてはそういうふうな状況でございます。一律にはなかなか比較できないということをご理解いただければと思います。

以上です。

○齊藤芳久議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎議長の挨拶

○齊藤芳久議長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、早朝よりご出席をいただき、坂戸、鶴ヶ島水道企業団議会定例会が開催され、提出されました議案につきましては、慎重ご審議いただき、円滑のうちに日程全てを終了することができましたことを心より御礼申し上げます。

例年ですと、この定例会が終わりますと、猛暑が続いて雨が降らない日が一カ月も続くという状況でございますけれども、けさ本日に一時間程度雨が降って、その前に降った雨が十日前、鶴ヶ島の五味ヶ谷のところだとしても、十日間雨が降らない、猛暑で大変なる水の動きがあったかと思えますけれども、この台風が通った後、また厳しい暑さが続いていくと思えます。

議員各位を初め、ご参会の皆様には健康に十分留意の上、今後とも水道事業の発展のためにご尽力いただきますことをお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

◎企業長の挨拶

○齊藤芳久議長 企業長から挨拶のための発言を求められておりま

すので、これを許します。

藤縄企業長。

○藤縄善朗企業長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご参集を賜り、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重ご審議を賜り原案のとおりご議決をいただき、まことにありがとうございます。本日、議員各位から賜りましたご意見、ご提言は、今後の水道事業発展のために役立ててまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

立秋を過ぎたとはいえ、まだまだ暑さ厳しい折でもございます。議員の皆様におかれましては、健康に十分ご留意いただき、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午後零時五分)

○齊藤芳久議長 これをもちまして、平成二十六年第二回坂戸、鶴

ヶ島水道企業団議会定例会の議事を閉じ、閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

以上をもちまして散会いたします。